

★与党(自民党・公明党)が平成31年度税制改正大綱を発表

平成30年12月14日(木)に平成31年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点の速報をご案内します。個人関連では、小規模宅地等の特例、個人事業主向けの事業承継税制、民法改正に伴う対応などが目立った改正点です。なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月の通常国会で提出の見込みです。

皆様には今年一年間本当に大変お世話になりました。良いお年をお迎えください。

(長掛栄一)

◎平成31年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・贈与税	個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等	<p><相続税></p> <ul style="list-style-type: none"> 認定相続人が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する。 猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様とする。 猶予税額については、認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した等の場合、全額を免除する。(一部免除の制度もあり) 被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならない等の要件あり。 <p><贈与税></p> <ul style="list-style-type: none"> 認定受贈者が平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予する。 認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において、60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができる。 	平成31年1月1日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する
	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等(当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。)を除外する。(経過措置あり) 	平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用
	教育資金の一括贈与非課税措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。 (1)信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本措置の適用なし。 (2)受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われる教育資金のうち学校等以外の者に支払われる部分の範囲縮小。 (3)信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、受贈者が当該贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。 <適用除外>受贈者が23歳未満である場合 など (4)一定の場合、契約終了時期を最長40歳に延長 	(1)平成31年4月1日以後に信託等により取得した信託受益権等に係る贈与税に適用 (2)(4)平成31年7月1日以後に支払われる教育資金に適用 (3)平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合に適用(同日前に信託等により取得した部分を除く)
	結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長 (1)信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本措置の適用なし。 (2)その他所要の措置を講ずる。 	平成31年4月1日以後に信託等により取得した信託受益権等に係る贈与税に適用

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・贈与税	民法の成人年齢引き下げに伴う相続税・贈与税の見直し	(1)相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を18歳未満に引き下げ (2)次に掲げる制度における受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げ ①相続時精算課税制度、②直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例、③相続時精算課税適用者の特例、④非上場株式等に係る贈与税の(特例)納税猶予制度	平成34年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税に適用
	民法(相続関係)改正に伴う措置	①配偶者居住権の評価 建物時価-建物時価×(残存耐用年数-存続年数)※/残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率 ※ 残存耐用年数-存続年数≤0のときは零 ②配偶者居住権が設定された建物(「居住建物」)の評価 建物時価-配偶者居住権の価額 ③配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用権の評価 土地等の時価-土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率 ④居住建物の敷地の所有権等の評価 土地等の時価-敷地の利用権の価額 ⑤物納劣後財産の範囲に居住建物及びその敷地を加える。 ⑥配偶者居住権の設定登記について、居住建物の価額(固定資産税評価額)に対し1,000分の2の税率により登録免許税を課税する。 ⑦特別寄与料に係る課税について次のとおりとする イ特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税を課税する。 ロその他所要の措置を講ずる。 ⑧遺留分制度の見直しに伴う所要の措置を講ずる。	
所得税 ・住民税	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(特例の創設)	①特例の創設 個人が、住宅の取得等(その対価の額又は費用の額に含まれる消費税率が10%の場合に限る)をして平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金特別控除額を下記の通りとする特例を創設する。 ・次のいずれか少ない金額 (イ)住宅借入金等の年末残高(4,000万円限度)※×1% (ロ)〔住宅の取得等の対価の額又は費用の額-当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等〕(4,000万円限度)※×2%÷3 ※認定長期優良認定住宅等の場合は5,000万円 ②既存の制度について記載事項などの簡素化明確化を行う。	
	空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の見直し	・老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等は、次に掲げる要件その他一定の要件を満たす場合に限り、相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用するほか所要の整備を行った上、その適用期限を4年延長する。 ①被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと。 ②被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。	平成31年4月1日以後に行う本件譲渡について適用
登録免許税	適用期限の延長	・土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。	